

市 民 環 境 委 員 会 記 録

日 時	令和 2 年 6 月 1 8 日 (木) 午前 9 時 5 9 分～午前 1 1 時 8 分
場 所	第 5 ・ 第 6 委 員 会 室
出席委員	◎橋口 幸生 ○日下みや子 内田 博紀 大橋 昌信 円谷 憲人 中島 俊 浜田智香子 福元 愛 山田 一一
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	地域づくり推進部長 (小貫省三) 次長兼協働推進課長 (永塚洋一) 地域支援課長 (高村 光) 旭町近隣センター主任 (山仲英二) スポーツ課長 (黒須美浩) 市民生活部長 (中山浩二) 保険年金課長 (野口浩志) 環境部長 (國井 潔) 水道事業管理者 (成嶋正俊) 次長兼総務課長 (荒巻幸男) 技術管理課長 (伊藤良邦) 営繕管理室長 (染谷 均) 次長兼情報・業務改善課長 (長妻敏浩) その他関係職員

午前 9時59分開会

○委員長 ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、1件ずつ行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。スマートフォン等は、会議中操作されないよう御注意願います。その他電子機器の持ち込みは禁止されておりますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から第5、第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところでございます。この点を考慮し、質疑につきましてもできるだけ簡潔に、ぎゅっと絞って行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第14号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 おはようございます。議題となっております議案第1区分の議案第14号、補正予算案について、ぎゅっと濃縮して簡潔にお尋ねいたします。まず、指定管理者への損失補償についてでございますけれども、まずこういった感染症などが発生した場合に指定管理者が管理する施設については休館となるわけでございますが、この場合、その損失を補償するかどうかというのは、指定管理者を指定するときの仕様書のほうではどのように明記されているのでしょうか、その点をお尋ねします。地域支援課、協働推進課、スポーツ課、3施設分でございますが、もし可能でしたら

一括してお答えいただけちゃうとありがたいのですが、よろしく願いいたします。

○次長兼協働推進課長 それでは、3課を代表してお答えいたします。まず、こういった災害等による業務の不履行に関する取決めは、仕様書の中の本市と指定管理者の管理責任分担表という中に不可抗力というのがございます。その中で、両者の負担の責任をどちらか一方に決めるのではなく、協議事項と定めております。以上です。

○内田 そうすると、仕様書の中に感染症とは具体的に書いていないけれども、その協議事項の中の運用で今回行ったということでございますか。

○次長兼協働推進課長 仕様書の中では協議事項とございますけれども、実際は協議を行ったということは厳密にはないです。具体的には4月の9日に企画部のほうから施設の休業による指定管理者の減収に対する柏市の補填の考え方というのが示されました。それに基づきまして補填をしようということになり、指定管理者にもその旨を伝えました。以上です。

○内田 そうすると、情報・業務改善課との調整はもう済んだ上で、指定管理者と協議は行わなかったという確認でよろしいんでしょうか。

○次長兼協働推進課長 はい、そのとおりです。

○内田 それから、金額の設定でございますが、金額の設定につきましては、損失の補償をする金額でございますが、その金額の設定は何か算出式みたいなものがあるんでしょうか。その根拠をお示してください。

○次長兼協働推進課長 まず、利用料金の減収分と閉鎖等により増加したコスト、ここを補填しようという考えがございます。逆に閉鎖により減少したコスト、これについてはマイナスしてくださいということで、その数式で補填額を算出しております。以上です。

○内田 そうしますと、今回の損失補償金というのは、利用料の代替という考え方が用いられると思うので、指定管理者が購入する物品と備品等については、その中から支出されるという見方になるのでしょうか。

○次長兼協働推進課長 あくまでも本来入るはずだった利用料金を補填するということですので、今回補填した分を、それを物品の購入に充てるかどうかは、そのときの状況ですとか、指定管理者の判断になると思います。以上です。

○内田 分かりました。御丁寧に御説明ありがとうございます。一応これは、3課まとめてという御答弁でしたので、3課とも同じ運用がなされるものと解釈いたします。

それから、もう一事業ございまして、旭町近隣センターの備品の購入、コミュニティ助成事業の関係でございますが、こちらは地域支援課のほうにお尋ねいたしますけれども、購入する備品について具体的にお示しいただけますでしょうか。

○地域支援課長 実際に今回購入する備品につきましては多々あるんですけれども、基本的にお祭りで使う物、獅子頭ですとか、猿田彦装束とか、あと太鼓ですとか、そういったものを購入します。以上です。

○内田 それは、不足が生じてということなのか、これまでの備品の更新という考え方なのか、どちらになりますでしょうか。

○旭町近隣センター主任 太鼓などは、もう大分老朽化してしまっていて、ほとんど使い物にならないような形でしたので、更新という形ですね。それから、納涼祭なんかで使うちょうちんにつきましても大分古いということで、全て取り替えるという形で考えております。以上です。

○内田 地域活動が円滑に進むように、その辺はお願いをいたします。できるだけ価格を抑えていただければまたそれはありがたいと思いますが、よりよいものが購入できることに期待しています。以上をもちまして私の議案第1区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○日下 今の説明で、内容についてはある程度分かりました。ちょっとやりとりの中で確認したいのは、文化会館の興行については柏市は負担しないということでしたよね。それ確認しておきたいと思います。

○地域支援課長 興行については補償しないということになっています。以上です。

○日下 この今回の3つの施設の補償料なんですけれども、前年度の分だと思いたいますが、そういうことですか。

○地域支援課長 過去の収入に対して、今回どのくらい減ったかということの差額で補償しております。以上です。

○日下 そうすると、今年度の4月からの分については、新たにまた補正として提案されるということになりますか。

○次長兼情報・業務改善課長 令和2年度の補償につきましては、ただいま検討してございます。基本的には今回の御承認をいただいた上で、それを参考に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○日下 この補償料は、国からの支援はあるんですか、それとも柏市の全額持ち出しですか。

○次長兼情報・業務改善課長 柏市の独自のものでございます。以上です。

○日下 ここで働く、指定管理者で働く従業員の賃金補償のことなんですけど、どうなっているのでしょうか。

○地域支援課長 指定管理者のほうと連絡を取り合っている中では、基本的には賃金のほうの減額はなかったんですけども、パートタイム的な方で勤務時間が減った方については、指定管理者のほうでその分の補償をしているということで聞いております。以上です。

○日下 指定管理者のほうで補償するというのは、やっぱりあれですかね、労働基準法で定められているその6割負担というのがあると思うんですけども、それについては補償されるということになるんですかね。

○地域支援課長 基本的にはそのようなことで考えております。以上です。

○日下 こういう事業者ってやっぱりあれですか、国がやる雇用調整助成金というのを活用するんですか。

○地域支援課長 申し訳ありません。ちょっとそこのところ、具体的なところまでは確認しておりません。以上です。

○次長兼協働推進課長 パレット柏ですと、例えば指定管理者に確認したところ、雇用調整助成金の申請はすると。また、小学生などの子供を持つ従業員については、小学校等休業対応助成金、これを厚生労働省に申請すると。つまりこれだと10割負担。雇用調整助成金は6割返ってくる。ですから、指定管理者が支払ってもその分国から補償されるというふうに聞いています。

○日下 分かりました。この雇用調整助成金も結構国の議論の中で問題になっていきますけれども、手続が大変だとかね。そこを柏市がそこまで管理する責務があるかどうか分かりませんが、やはり指定管理者として契約している以上、そういうところにも目を向けていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより採決いたします。

○委員長 議案第14号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。併せて関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第1号、専決処分について（柏市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第5号、柏市水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議案第1号の後期高齢者医療条例の改正案についてでございますが、大本となったのは臨時議会のとき御上程いただきました国保の傷病手当金の関係で、後期高齢者医療制度、広域連合のほうで条例改正が行われ、その後柏市でも必要な条例改正を行うものというふうに認識していますけれども、その元となるちょっと後期高齢者医療制度の千葉県の広域連合のほうの条例の件で関連してお尋ねしたいんですが、国保のときはたしか自営業、個人事業主というのは給付の対象となっていなかったと思うんですが、後期高齢者医療制度の広域連合の条例のほうではその辺はどうなっていますでしょうか。

○**保険年金課長** 後期高齢者に関しましても自営業者、あとはフリーランスの方々につきましては対象外となっております。以上でございます。

○**内田** どちらかといえば後期高齢者医療制度の場合、労働者性が高いものよりも経営であったり、自営であったりするほうが多いのかなと思うんですが、もし広域連合のほうで市町村別に詳細が出ていれば、柏市で今回傷病手当金の対象となる人数がどれくらいいるのかと、あと逆に自営業、個人事業者というのはどれくらいいて、その金額、もし支給するとしたらどれくらい金額になるのか、概算できればお示し願います。

○**保険年金課長** まず、支給対象者の数でございますが、千葉県全体で100名を広域連合では想定しております。あと、自営業者の数なんですが、手は尽くしたんですが、確認できませんでした。以上でございます。

○**内田** 私は、できれば国保の傷病手当金もそうでございますが、後期高齢者につきましても所得水準そのものが低いということも考えられますし、大きな収入減ということもあり得るでしょうから、見舞金という形でもいいので、どうしても後期高齢者医療制度の場合、一般会計の繰入れはさらにこちらとしても主張しづらいところでも、制度上広域連合が運用しているという関係で主張しづらいという点もございますので、これ見舞金のようなもので出せないかどうか、あるいは広域連合のほうに自営業、個人事業者への傷病手当金の支給のほうをお願いできないかどうか、そこはちょっと検討していただければいいと思うんですが、その検討は難しい状況なんですか、再度お示しください。

○**保険年金課長** まず、独自でってなってきましたと、当然千葉県内54市町村ございます。柏市だけやるというわけにはやっぱりいきませんので、仮に千葉県全体で給付を行うとすると、やはり広域連合の議会だったり、しかるべき機関のほうで調整をしながらやっていくべきものじゃないかなというふうに思います。

あとは、仮に、今回国の財源を使いまして傷病手当金を支給するというようになっておりますので、独自の給付になってきますと、やはり財源が必要になってくると。それをどこに求めるかという議論も必要になってくるかと思っておりますので、やはりそういった関係機関等を交えた形で協議が必要じゃないかというふうに思っております。以上でございます。

○**内田** ぜひ国保も含めてですけれども、市で解決できることは解決していただいて、後期高齢者の医療制度のように広域事務でやっているものについては、やはりその中でしっかりとした協議はお願いしたいところでございます。

続きまして、議案第5号について、水道事業設置条例の改正案についてでございます。今回給水人口の届出の推定がかなり伸びておりますけれども、この給水人口の伸びでございますが、その想定した根拠というか、どういう根拠をもってこの想定数値が出てきたのか教えてください。

○**次長兼総務課長** こちらの給水人口につきましては、企画部のほうで出しております人口の推計、これに加えまして市内での井戸水から水道への切替えの世帯数の

推移、これらを反映しまして、改めて推計したものでございます。

○内田 これは、何年後の推定人数になってまいりますかね。

○次長兼総務課長 今回御提案しております42万7,150人、これ令和11年度の推定で
ございます。

○内田 あと、一方給水人口は伸びてございますけれども、1日使用量というんで
すかね、1日の最大給水量でございますが、これは減少しているんですが、その理
由として何が考えられますでしょうか。

○次長兼総務課長 こちらの1日最大給水量につきましては、各御家庭の家庭単位
での水道の使用量、あとは法人とか、こちらの使用量の変化によるものと思ってい
ます。各御家庭ですと節水機器の普及とか生活意識の変化、あと企業によっては一
部敷地内で井戸を掘って、井戸と水道を併用するという形の利用もございまして、
それらによって1日最大給水量は以前届けている数値に比べて減少するという推計
になってございます。以上です。

○内田 これも推定年度は令和で言うと11年度を想定しているということでしょう
か。

○次長兼総務課長 こちらの1日最大給水量、今回御提案します13万3,570、これは
令和8年度にこの数値になるという推計でございます。以上です。

○内田 1日最大給水量と給水人口のその人数と、その年度が令和で言うと8年、
給水人口のほうは11年と異なっているという理由は何でしょうか。

○次長兼総務課長 議員おっしゃるとおり一般的には給水人口が、人口とか、家庭
の契約件数が増えれば、それに伴って水道の使用量も増えるというトレンドは一般
的にございます。これに対して、ここ近年の契約者当たりの水道の使用量、これが
減少傾向にあるということ踏まえると、それをピークとした令和8年度になって
しまうと、それ以降は減少するという推計でございます。

○内田 前回もし届出をしているとしたら、その届出の際には大体1日最大給水量
と給水人口の見込みというのは、同じ年度を想定してきたという経緯はございま
すか。

○次長兼総務課長 これまで水道の事業の拡張、これに伴って認可の変更手続を行
っておりまして、当然給水人口と1日最大給水量、これは事業の拡大ということ
を前提にしておりましたので、その目標の最終年度ということで予定をしてお
りました。以上です。

○内田 最大給水量ですか、1日最大給水量が認可の届出に当たりまして減少して
いる、その要因に節水意識の向上があるという点については、ここは高く評価しま
すが、節水意識の向上というのは、政策的にも担当としてはこれは進めてきた結
果の評価であるという認識はございますか。

○次長兼総務課長 水道事業者としては、水道使用量、多いほうが収益は当然伸び
ることなんですけども、限られた資源でございまして、ここは公平な水の使い方
というか、限りある資源を有効に使うという観点で、広報等にも努めていきたいと

考えております。以上です。

○内田 おっしゃるとおり、ここは経営の部分と政策の部分と相矛盾するところは確かにあるかと思うんですが、経営といってもやっぱり公営企業でございますので、公共性を考えると、節水意識の向上というのは私は評価すべき点だと思うので、その点については節水意識が向上しても水道料金を上げずに、しかも安価で安定して、安全な水が供給できるという体制を構築していただきたいということを要望するものでございます。以上をもちまして議案第2区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○日下 じゃ、今の続きで、先に5号、そして後に1号というふうにお聞きしたいと思います。今内田委員からも質問あったんですけども、まず1日の最大給水量を条例に定める意義はどういうことですか。

○次長兼総務課長 会派説明資料にも記載したところなんですけども、水道事業は厚生労働省所管の水道法で一番監督を受けるということと併せて、市町村の行う水道事業は地方公営企業として経営を行うということになってございます。この地方公営企業法によって、水道事業の基本的なフレームを各市町村の条例で定めるということになってございます。ここで給水区域、給水人口、1日最大給水量をその事業の将来の方向性といいますか、大枠を議会で御了解をいただいて事業を進めるというために条例を定めるものでございます。以上です。

○日下 条例を定める一般的な理由については水道法から来ているというのは分かるんですけども、1日の最大給水量というのをあえて条例で定めるというのは、私はそこにはやはり限りある資源をやっぱり大事に使う節水の精神ですとか、そういうものがあるのかなというふうにちょっと私は考えたんですけども、そうではないんですか。

○次長兼総務課長 ちょっと明確に文面で確認はしていないんですけども、恐らく議員さんがおっしゃることと、あとは水道の施設、プラント等、これの最大の能力をもってこの1日最大給水量をやっぱり賄えなければ安定した給水ができませんので、その将来的な最大の施設能力をここで、当然コストも含めて基本的な考え方を議会で御同意をいただくというためのものだと私は認識しております。以上です。

○日下 給水量の現状が今どうなっているのかということをお聞きしたいのですが、私、水業年報を拝見しまして、30年度の水道事業年報は持っているんですよ。この間の経緯はちょっと見ているんですけど、直近の31年度の数字というのは、もう出ているんですか。

○次長兼総務課長 ちょっと今まだ手元には持っておりません。すみません。

○日下 もう出ているんですか。

○委員長 出ているか出ていないかだけ。

○次長兼総務課長 今集計等やっているところで、データによっては取りまとめているものもあるかと思えます。まだ全部集計したものは、私ももらっておりません。

○日下 1日の最大給水量を16万9,800から13万3,570立方メートルに変更するとい

うことで、現状がどうなっているのかなということをおもちょっと調べてみたんですが、平成30年度は12万1,918立方メートルなんですね。それで、ずっとこの間を見てもみますと、平成6年から平成30年まで大体11万から12万なんですね。大体11万から12万を推移しているというのが最大給水量の現状なんですけれども、1日1人当たりの給水量はどうなっていますか。

○次長兼総務課長 1日1人当たりの最大給水量でしょうか。

○日下 そうですね。1人1日当たりの給水量ですね。

○次長兼総務課長 平均給水量。

○日下 そうですね。平均でいいです。

○次長兼総務課長 平成30年度で278リットルです。以上です。

○日下 1日1人当たりの給水量もどんどん減ってきていると思うんですよ。1人当たりの給水量も減ってきている。それから、最大給水量も人口が増えているにもかかわらず、11万から12万をずっとこの十数年間行き来しているわけなんですね。それは、担当部署の御努力の成果だと思うんですけども、一つここで疑問が浮くんですが、なぜ1日最大給水量を16万9,800立方メートルと定めたのかということが疑問としてありますが、これはなぜでしょうか。

○次長兼総務課長 前回届出をしております16万9,800立方メートル、この数字は沼南町と合併したときにそれぞれ旧柏市と旧沼南町が持っていた計画を単純にそのまま足したものでございます。旧柏市が持っていた数字は14万5,800という数字なんですけども、これは第6次の水道の拡張事業の平成14年の届出のときにつくった数字でございます。このときの策定は、それから以前10年間の水道のトレンドを基に水道の使用量等を予測したものでございました。その前の第5次拡張、これを平成8年に届出をしているんですけども、そのときの計画、1日最大給水量、この目標に対して、実績はおよそ94%ということで、ある程度推計どおりにいったところがあるんですけども、その後の第6次拡張の頃になって、その前の10年間のトレンドにかなり節水等でトレンドが実際は変わってしまったということで、この乖離が出たのかなという気がしております。以上です。

○日下 いろいろ合併とか開発などもありまして、それと一方で人口が増えるということがありながら、やはり基本的な精神である節水を実行していくというのは、いろいろ複雑で難しい部分があったかもしれませんが、やはり節水が実際には実践されているということで、ぜひこういう方向で進めていただきたいと思います。

それで、最後に節水のための今後の取組について、どのようにお考えでしょうか。

○次長兼総務課長 節水については、広報等に掲示したり、あと各近隣センターに水道の習慣等に合わせてポスター掲示等をしているところですけども、今後いろいろ検討して行って、場合によったら学校等の教育等もタイアップした広報等も検討していきたいと思っております。以上です。

○日下 次に、議案1号について、後期高齢者医療制度の傷病手当について伺います。予算が1,120万で、100人を県全体で見込んでいるということですけども、柏

市に対象者はいるのでしょうか。

○保険年金課長 これ単純計算なんですけど、100人を先ほど申し上げた54市町村で割り返しますと、2人欠ける数字になりますので、いらっしゃるといふふうに認識しております。以上でございます。

○日下 現実に実際にいるんですか。対象になる人は。

○保険年金課長 給与所得の方々に集計を取ってみますと、なり得る方はいらっしゃいます。ただ、申請は今のところございません。以上でございます。

○日下 申請はない。

○保険年金課長 ございません。

○日下 相談はあったんですか。

○保険年金課長 相談はございました。

○日下 感染した人は当然ながら対象になると思うんですけども、感染の疑いのあるという人も休まざるを得ないということもありまして、その方も対象になるんですが、感染の疑いのある人の基準というのはどういうものですか。

○保険年金課長 ちょっとこれ基準古いかもしれませんが、数日間の倦怠感が続くとか、7度5分以上の熱が4日以上続くとかといったことで、示された状況に応じてお仕事休んだ方を対象というふうに考えております。以上でございます。

○日下 新しく変わった人は、対象にならないんですか。今7度5分ってなくなりましたよね。

○保険年金課長 そういう基準がなくなりましたので、ですから現行の基準でお休みいただいた方で御申請いただければ、中身確認しまして対象にしていまいます。以上でございます。

○日下 新たな基準ということですね。

○保険年金課長 そうでございます。

○日下 すごくその辺は微妙だと思うんですよ。過去には濃厚接触者でも症状が出なきゃ検査しなかったじゃないですか。だけど、検査しないけれども、休まなきゃならなかったわけですよ。職場によっては、濃厚接触者の配偶者なんかも休んでいる方なんかもいるんですよ。だから、そういう人の場合は非常に微妙な問題があると思うんですけど、そこの基準というのは、やっぱりきちんと明確にしておかないとならないのかなというふうに思います。

それで、後期高齢者の傷病手当金は国保と同じ内容ということなので、一体でちょっとお聞きしたいんですけど、そもそもこの傷病手当金、それから出産見舞金というのは国保にないんですね。一般の会社員の保険とか、皆さんが加入している保険、傷病手当金も出産見舞金もあるわけですよ。国民皆保険制度でありながら、一方の保険には認められているものが国保では認められないということで、これは我々共産党もそうなんですけども、社会保障をよくしようとする運動をしている団体なんかはずっと国保にも傷病手当を、出産見舞金をとすることをずっと主張してきたんですね。その点で、今回限定的とはいえこれが認められたことは、一歩前進

というふうに思っているんですよ。これを機会にやはり国保にも傷病手当、それから出産見舞金をやっぱり位置づけていく、これが国民の医療、保険への平等、公平性を担保するものだというふうに思いますので、ぜひ担当部署でも国に声を上げていただきたいと思うんですけど、その一歩前進の今回の制度なんですけど、ただしこれまであった市議会でも述べましたように、被用者の方というふうに限定されていて、自営業者が対象にならない。その理由として、部長はさっきの答弁で多様な収入形態に対応するのが難しいっておっしゃったんですね。国保のこの被用者の手当金の額というのは、直近の継続3か月間の収入を合計して、それを就業日数で割って、掛ける3分の2と実際に休んだ日数と、こうやって額を出すんですけど、1日の収入を出すのが難しいということだと思うんですけど、私がこの間紹介した鳥取県の岩美町は、2019年度の営業収入を365日で除して1日分を出しているんですよ。こういう営業をやっている方たちというのは申告していますから、そういう点では1年間の営業収入というのが出るわけですよ。それを365日で除して1日分を出すという方法で岩美町の町長さんがやっているのは、同じ国保で一方では傷病手当が出て一方では出ないというのは不公平だということで、市独自に、この名前は給付金という形で出しているんですけど、そういうこともできるんじゃないですか。

○市民生活部長 収入や売上げの把握というのもそうなんですけれども、1つはやはり疑いのある方について、やっぱりいつ休んだのかみたいな、その把握というのは、被用者については雇用主の証明、そういったことで確認取れますけれども、そういった点も難しいかなと。あと、売上げについてもやっぱり季節的なもの、年度的なもの、様々な要因も抱えているというところもありまして、国保においてはなかなか傷病手当金は難しいのかなというところがございます。また、傷病手当金以外の方法でということもあるかと思えますけれども、これらについては自営業者、それからフリーランスの方については、その水準については様々な御意見あろうかと思えますけれども、様々な支援、それから資金繰りに対しては様々な利子補給だとか、そういったものもされているところですので、そういったところを全体で考えていく必要があるのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○日下 難しいということですけど、この間紹介した見舞金という方法で出す自治体も二、三紹介しましたがけれども、あの場合は一律で20万とか10万見舞金として出しているんですけど、ここは総務省のその家計消費支出、総務省が出している家計消費支出を基にして計算して、1日の支出を計算して大体20万円ぐらいかなということを出している自治体もあるんですよ。その基本精神は、やっぱり同じようにコロナにかかって仕事ができなくなっているわけだから、同じように平等に保障するというその自治体の精神がそういう形で現れているわけなんですよ。しかも部長はよく国の財源措置がというようなことを何度も繰り返し臨時会で述べたけれども、財源も地方創生臨時交付金を使っているんですよ、大体のところ。国から下りてくるお金を使って。だから、今柏市もこの交付金をどう使おうかってやっているわけだから、積極的に命に関わる体の問題ですから、主張してほしいと思うんで

すね。うちのここにくれと言ってやってほしいと思います。

○**浜田** 水道事業に関連して一つだけ確認の意味でお尋ねします。先ほどの給水人口に対しての最大給水量なんです、柏市の将来人口推計に照らし合わせますと、今回の改正後の数値、給水人口の42万7,150人というのが恐らくピークであって、そこから減少傾向に転じるというふうな形で市のほうでも示されていますので、1日の最大給水量というのも今後学校や工場などの節水の周知も含めて、さらに減少する傾向になるのかなと思うんですが、今回の改正についても今までの経緯を見ますと初の減少かなと私が見た限りでは思うんですけれども、今後の方向性として、先ほど日下委員もおっしゃっておられましたが、もう一度確認の意味で、最大給水量というのがもう少し減少の修正というのがなされる方向なのかどうかということだけお聞かせいただければと思います。

○**次長兼総務課長** 議員おっしゃるとおり1日最大給水量、これ13万3,570立方メートルというのは、令和8年度に今回の推計でピークを迎えて、その後は少しずつ下がっていくというふうに考えております。これらを踏まえて、今後水道事業の経営、設備投資と財政収支、この辺を考えて対応していく必要があるかと考えております。以上です。

○**浜田** 内田委員も先ほどおっしゃっておられましたが、節水をすることによる経営への影響というのはあると思うので、相反するものかなと思うんですけれども、節水というので、SDGsにもつながっていくので、そちらのほうどうまく調整して、ぜひ頑張っていていただければと思います。ありがとうございます。

○**円谷** 5号議案、お伺いいたします。3月26日に国のほうから新しい計画値について受理されたということで、実はこの直後に3月の現金出納検査がありまして、かなりこうしたことも含めて今の経営状況についてお伺いをしたところなんです、そのとき今柏の水道事業、かなり安定傾向にあって、この10年後の数値とかというところも含めて考えたときに、民営化ですとか極端な値上げとかというところは今のところ議論する必要はない程度には経営が安定していると、そういったお話でした。今後どのようにその傾向が続いていくのかどうかというところも含めて、管理者が替わられたところですので、ちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

○**水道事業管理者** 今御質問あったとおり水道事業、施設事業といいますか、固定費が相当程度高い事業ですんで、水量が下がったからといって、じゃ施設を縮小しましょうといってもそれは基本的にできないということで、やはり中長期的に見ると、今おかげさまで安定した経営をさせてもらっていますけども、やはり1人当たりの水の量が減っていくということになっていきますと、やはり料金のほうにいろいろ考えていかなくちゃいけないと。ただ、今のところ早急にそういったことはないのかなと。ただ、長期的に見た場合にそういうのが出てくると。ただ、そのときにそういう値上げすればいいということではなくて、じゃ固定費をどういうふうに割り振ろうとか、基本料金と使った水の料金の割合をどうしようとか、あるいは

はさらにその前提で水道事業、もう少し効率的にできるようなものがないとか、そういったものを踏まえた上でやっていかなくちゃいけないと。中長期的にはその辺が非常に大きな課題というふうに認識しておりますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○山田 もう一つ。その5号でございますけれども、今水を大切に基本方針、よく分かりましたし、それから水の将来キャパの推移は柏市は十分需要には将来計画を立てていると、これはよく分かりますし、経営の健全化、これもよく分かりましたけれども、これ余分なことで、委員長、ちょっと議案から外れるかもしれないけれども、今の環境変化、いわゆる新型感染とか、そういうことでよく手を洗えとか、いろんなことがあって、その状況の変化で、今生活体制とか構造基盤が将来どうなるかというのは全て見直しの見通しが立たない状態の中で、一番大切なのはこの水の需要なんで、だから水の供給だけじゃなくて、やっぱりそれをいかに生活の中に手を洗うところとか、それからあと洗浄とか、そういうような新しい水需要ってずっと生まれてくる体制があるのか、そういうことを検討しているのかどうか、何かあったらちょっと教えてもらいたい。

○次長兼総務課長 議員からお話ございましたコロナ感染症については、水道事業自体がそのスタートが水系の感染症への対応としてできた事業だと歴史的には言われております。今回のコロナ感染についても当然医療体制の充実等も必要でございますが、それに加えて必要でかつ豊富な量の水で手を洗浄することが一番感染の防止につながるということも言われてございますので、きっちりと給水を続けられる体制でいきたいと思っております。

また、経営に対する影響としては、一般家庭でこの手洗い、うがいで水の使用量と、あとは在宅の時間の長さによって若干家庭での使用量が増えるのかなという気もしますが、一方で事業所が営業自粛とかいうことで、法人の使用料が落ち込むということも一方で懸念されております。これによりまして、水道というのは、同じ水を多く使う方は単価高く買っていただくという事業構造でございますので、事業所がお休みして水をお使いいただけないと、全体としての使う水の量が同じでも収益が落ちるといことになりますので、この辺をよく注意していきたいと思っております。以上です。

○福元 水道事業で伺います。すみません。ちょっと基本的なことなのかもしれないので、申し訳ないんですけども、今回条例改正の契機になったのが平成30年11月の厚生労働省の検査を受けてということで、1年半前くらいの検査を受けての条例改正ということなんですけども、それ以前が旧沼南町との合併時点ということで、今後また令和11年度を目標年度ということで、10年間という目安が示されているんですけども、今般の社会状況による水道の使用についてとか、いろいろ鑑みて、条例改正というか、そういうタイミングというのはいつ訪れるのか、それともこういう厚生労働省の検査というのがどういうタイミングで行われるのかということについてお示しいただきたいんですが。

○次長兼総務課長 まず、厚生労働省の立入検査、これについては明確には決まっておりますが、おおよそ10年に1回ぐらいずつ回ってくるという周期でなっております。あと、この条例の関係ですけれども、条例を改正する前提となる厚生労働省への許認可の変更なんですけれども、この認可の変更に係る、こういう場合は認可変更の手続をなささいよという事項が決まっております、これは今回のこと言いますと、給水人口が増加する場合、あと給水量が増加する場合など、基本的に水道事業が戦後どんどん普及することを前提としておりましたので、事業が拡大するときは必ずこの許認可の手続をなささいというのが現行の手続になっております。今回給水人口が従来の届出を超えるということになりましたので、この手続をさせていただきました。なので、給水量を今回下げるという改正をさせていただきましたが、給水量だけが減少する場合は国の認可変更をする必要がないといえますか、そういう規定になってございます。なので、今後今回改正させていただいた数字をピークに減少するということになると、現在の制度上は条例改正を改めて提起する必要はなくなるということになります。ただ、今後水道事業が事業拡大の基調から、縮小とか統廃合、広域化ということになっておりますので、いずれ今後実態と合わない規定になっている場合は変更手続をなささいとか、そういった流れになることも考えられます。そのときは、また適切に対応したいと思っております。以上です。

○福元 じゃ、国の状況を見て対応するということで理解させていただきました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号、専決処分について（柏市後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の制定について）採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第5号、柏市水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。併せて関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第7号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（中央体育館改修工事（建築工事））を議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 今回の工事の契約変更については、政策的な部分とか、工事瑕疵の部分とか、そういうことではなくて、労務単価の上昇分だけということで確認しておりますが、その労務単価の上昇なんです、今コロナ情勢の中で、建築技能労働者が非常に不安定な状況にあるというふうに認識しているわけですが、今回のこの工事本体そのものが、ここは下請、孫請は第何次まであったんですけど。

○営繕管理室長 今のところ一次の下請までしか出ておりません。というのは、まだ準備工事というか、仮設工事しか実際には行っていませんので、これから本格的な工事が始まってきて、二次下請程度まではあるかと思います。以上です。

○内田 二次請けまでであるということが想定されているわけですが、そこまで労務単価の上昇分がいわゆる末端の労働者に還元されているということをチェックする仕組みというのは、どのようになっていますでしょうか。

○スポーツ課長 今年度から新たな試みといたしまして、契約の締結時に実際に特例措置に係る下請契約等の状況確認調査報告書というものを作成いたしまして、その中で実際の技能労働者等の賃金の水準引上げの状況あるいは下請業者との契約の状況についてチェックというか、報告書を提出してもらおう形になっております。以上です。

○内田 契約のときの仕様の中では、二次請けまでの労働条件というのは、どのように明記されているんですけど。

○スポーツ課長 労働条件までは、把握していないという状況です。以上です。

○内田 新しい仕組みも今回から取り入れられるということでございますし、またコロナ情勢下で建築技能労働者はかなり今収入減や不安定な労働条件にあるということでございますので、やはり私は仕様の段階から下請、孫請、第二次、第三次まであるようでしたら、そこら辺までの労働条件までしっかり今後は明記していくべきだと思いますし、これはスポーツ課所管施設だけではなくて、市全体でやっぱり考えていただきたいことだというふうに思いますので、その点だけ主張させていただきます。以上をもちまして議案第3区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○日下 じゃ、今ちょっと報告のあったところからもう一回伺わせてもらいたいですけど、新たに始めた今の中身、もう一回言ってくれますか。

○技術管理課長 実は、横浜市の先進事例を参考にしまして、状況確認調査という形を取りまして、1つは自社で雇用する労働者等のいわゆる賃金水準の引上げ状況、それとあとは下請の契約で、新労務単価に伴うそういう契約をしているかどうかというものを問うという形の調査を、変更契約の締結時にそれを契約課のほうから提出してもらいまして、工事完成後にその報告書を受注者から提出してもらうと。

それで、技術管理課が行ういわゆる完成検査のときに状況確認調査を確認して、当然聞き取りをする、または必要に応じて下請の契約書の写しを確認するという事で、増額変更しているかどうか、当然下請契約書の中でいわゆる労務単価がどのくらい上がったかというのは確認はできないんですけども、いわゆる増額しているかどうかということは確認できるということで、まずは最初の取組としてこれを見てみようということで、先月の5月20日付けで受注者のほうに通知をしまして、今回の当然中央体育館も対象になっております。以上でございます。

○日下 ということは、下請の業者にも確認するという事なんですね。

○技術管理課長 下請というか、元請に対してその調査を出しますから、柏市から下請のほうには行きません。元請業者が下請との契約状況について記入してもらうという形です。

○日下 今までそういうのはなかったんでしたっけ。

○技術管理課長 初めての取組でございます。以上です。

○日下 でも、一歩前進だなどは思いまして、さらにやっぱり私たちが常々主張しているのは、労働者一人一人にきちんとやっぱりお金が届くということを保障するような仕組みをやってほしいというところに向かってほしいと思います。でも、一歩前進かな。

それでは、まず3者のうち今回対象にしている契約の変更というのは、古川建設の外壁や防水、内装などということですけど、あとの2者、電気設備、機械設備、それぞれの会社名をお示してください。

○スポーツ課長 電気設備工事につきましては、会田・富士特定建設工事共同企業体、機械設備工事につきましては岡田・大黒特定建設工事共同企業体になります。以上です。

○日下 電気機械が契約変更の協議をしないとなったのは、なぜだと思いますか。

○スポーツ課長 これは推測なんですけど、一つに建築工事と違わせて、今回労務単価の上昇のなかった工務が多いということと、もう一点は電気あるいは機械については、どっちかという器機類の設備に関する投資というか、見積りが高くて、実際には労務に関わる人工の部分が低いために、結果的にそういったことを加味すると上昇分が少なかったということで、協議に至らなかったというふうに認識しております。以上です。

○日下 この経過を見ますと、変更する場合には国の通知に基づいて、あれですよ、工事発注部署により文書にて発注3者に概算金額の提示とともになって、柏市がその金額の概算を提示するわけですよ。

○スポーツ課長 提示というか、そうなります。以上です。

○日下 そうすると、電気設備と機械設備にはどんな提示したんですか。

○スポーツ課長 機械については、概算として概算の金額約、両方なんですけど、概算金額を口頭でお伝えしたところですよ。

○日下 幾らですか。

○スポーツ課長 機械については増額が8万2,500円、それから電気設備については21万1,200円になります。以上です。

○日下 分かりました。この金額があつてのことなんですね。

古川建設さんの設計労務単価の増額については、おおよそ1日当たりどれぐらいの増額になるんですか。

○スポーツ課長 1日当たりを出してはいないんですが、トータルで138万9,300円になります。以上です。

○日下 その138万が大体関係する労働者にどれぐらい行くのかなと思って質問したんですけども、労務単価の上昇分というのがありますよね。一覧で大体、今年ちょっと多くなかったような気がするんですけど、1日400円とか、500円とか、そんな感じだったかなと思うんですが。

○営繕管理室長 今年は、委員おっしゃるようにさほど上がっておりません。基本的に一般的な普通作業員で大体400円程度の上昇でした。以上です。

○日下 1日400円といっても1か月間ですと1万円ぐらいになるから、やっぱりきちんとあれですよ、労働者に1万円程度が届くようにするということは大事なことです。先ほど今年新たに状況確認調査というのが始まったということです。ぜひこれをもっと発展させて、労働者にきちんと設計労務単価の増額分が届くようにこれからもお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより採決いたします。

○委員長 議案第7号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（中央体育館改修工事（建築工事））について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

閉会中の所管事務調査につきましては、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の市民環境委員会を閉会いたします。

午前 11 時 8 分閉会